

中

国の経済政策における目下の関心事は、CPIが高水準ながらも下落傾向を示し始めた（10月5・5%、11月4・2%）ことを受けて、人民銀行が預金準備率を3年ぶりに引き下げる（0・5%ポイント引き下げ21%とした）こと等に象徴される緩和策を、今後どこまで本格的に導入し、インフレ対策と景気対策のバランスを微妙に変化させていくかにあるが、通商政策の観点から経済政策の今後を展望するといふことは、これらのマクロ経済政策に関する展望とは異なる。通商政策が扱う対象は、短期的なマクロ経済政策ではなく、むしろ経済関連の規制制度面であるため、通商政策のレンズを通した中国経済政策の展望とは、いきおい規制制度面に関する展望となる。

「入世10周年」

11年は、中国共産党創立90周年、辛亥革命100年等いくつかの記念年であったが、その中に「WTO加盟（入世）10周年」というものもあつた。実際、入世10周年となる11年12月11日に至る期間には、人民日报、商務部主管の国際商報、英字

SPECIAL REPORT

2012年中国の政治経済

経済政策の展望 通商政策と連動した中長期的課題への取り組み

日中経済協会北京事務所長
東京大学政策ビジョン研究センターシニアリサーチャー
経済産業研究所コンサルティングフェロー

田村 晓彦

2012年以降の中国経済政策の最大の課題は、「中所得国の畏」をいかに乗り越えるかである。第12次五年計画でもその処方箋の多くが示されているが、問題はいかに実行に移すかだ。そうした国内改革の推進と通商政策は連動している。本稿では、12年の中国経済政策を、通商政策の観点から展望する。

新聞のChina Daily、新華社発行の週刊誌「瞭望」等、特集記事を組む新聞雑誌が多く見られた。よく言われるよう、中国は1972年以来取り組んできた改革開放を加速するために、WTO加盟を活用した。WTO加盟の重要な意義は、国際市場とつながることによって国富増進に資することであつたが、必ずしも海外市場への輸出を増進するという重商主義的発想のみでなく、労働力と土地以外の生産要素が不十分である中国経済が、外資の対中投資促進を図る必要性という観点からの投資環境整備の側面、さらには、生産性の劣る国有企业の再編淘汰過程や非国有企业の伸長（いわゆる「国退民進」）等を通じた中国经济の市場化・効率化の側面にもその主眼があつた。したがつて、「入世10周年」におけるこの10年間の成果の評価は、単に貿易投資の増加のみではなく、より本質的な変化、すなわち、中国の市場環境がどれほど「競争的」になり、その結果、非効率な国有企业がどれほど再編淘汰され、競争力のある非国営企業がどれほど伸長し、中国经济の資源配分がどれほど効率的になつたか、という評価軸を以つて測られるべきであろう。

しかしながら、非常に興味深いことに、上述の特集記事で、WTO 加盟後10年間の成果として挙げているのは、貿易額・投資額の増加、およびGDPの飛躍的増加とそれに伴う世界における中国の地位向上にほぼ絞られており、これらについては比較的詳細な内容を伴っているものの、国有企业改革等の国内改革に関する成果については、「この10年間に、中央政府は2300余りの法律規則類を、地方政府は19万余りの政策法規を整理した」（人民日报）といった一般的な記述がある程度で、直接的な言及はほとんど見られない。今後の展望についてはさらには言及が少ない。欧米諸国の昨今の保護主義傾向を指摘しつつ、WTO 紛争解決手続き、アンチダンピング関連国内法等の積極的活用により対処していくといった言及が多く、国内市場の改革開放に関する決意は一般論として短く述べられる程度である。無論、WTOドーハラウンドが「袋小路」に陥っていることから、WTOに絡めて今後の見通しを語ることが難しいのは当然である。しかし、今日、停滞するWTOの代替策として世界中がFTAに熱心に取り組む現状に鑑みれば、中国が、



「中所得国の罠」を回避し、成長を続けることができるか（上海）

中所得国の罠

なぜ、通商政策と国内改革の関係に着目するかなどと、現在、中国の経済政策コミュニティにおいては、10年に一人当たりGDPが4000ドルを超えたことを契機に、今後いわゆる「中所得国の罠^{注1}」（中等収入陷阱）に陥る可能性を如何に回避するか、という中長期的な経済政策で最大の問題が盛んに議論されていることと関係する。中長期的には、経済発展過程で労働力や土地等様々な生産要素の価格が上昇してしまうこととに伴いこれまでの経済成長パターンを探れなくなる、貧富の格差拡大に伴い政治的不安定性が生じる、等々複合的要因に起因するとの「中所得国」問題をいかに解決するかが、12年以降の最大の問題なのだ。さらに、中国には、これまで「中所得国」に陥った中南米や東欧諸国では顕著でなかった、人口動態問題、および对外収支インバランス問題もある。新興国の中

以前WTO加盟で目指した改革開放路線を、今後FTAを通じていかに進めていくのか具体的な展望が触れられないのは違和感がある。

急速な経済発展を主因とする国際資源価格の高騰という問題もある。なお、11年を初年度とする「第12次五カ年計画」にその処方箋の多くは盛り込まれている。経済発展方式の転換、戦略的新興産業の育成、グリーン成長、都市農村の一体的発展、住宅供給メカニズムの健全化、社会保障制度の充実等がその主たる内容だが、本稿ではその詳細は述べない。

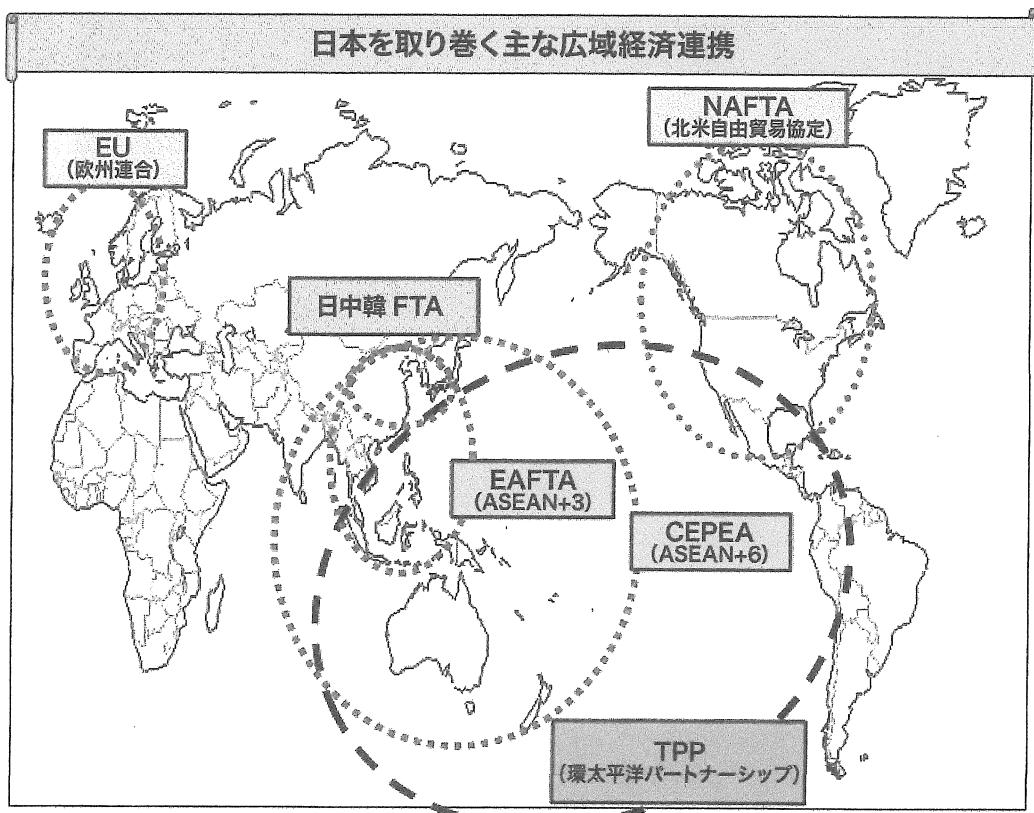
これまで中国経済は、労働力や資本等生産要素の投入の量的拡大によって経済成長を遂げてきた。これを生産性の上昇に依存した経済成長に転換するという方向性は正しいし、民生面での諸施策は社会安定化。持続的発展にも大いに資する。しかし、問題はそれをいかに実行に移すかである。例えば、地方政府がその財政を土地取引收入に過度に依存している歳入構造や、中央政府と地方政府の間の税源分配構造を変えなければ、一般市民に対する安価な住宅供給も医療・社会保障等民生面への十分な手当では進まないし、消費性向増を通じた内需主導型の経済への転換もできない。また、生産性に裏打ちされた経済成長を遂げるにはノベーションの喚起が不可欠だが、いわゆる「国進民退」の解消、国有企业

業と民営企業・外資企業との間のイコールフットティングな競争環境がなければ、真のイノベーションは実現しない。なお、国有企业の改革の問題は、そこにたまつた余剰利潤を、国庫を通じて民生面に配分する可能性も念

頭に置けば、社会政策としてのインプリケーションもある。

中国の「次の一手」

以上に述べた「中所得国」対



(出所) 経済産業省資料より筆者作成

策となる各種の国内改革が今後どの程度進捗するかは、実は、中国政府の通商政策の今後の方針性を決める重要な因数になりうる。特に、アジア太平洋地域における通商政策とに対する中国側の姿勢を決めるにあたってだ。TPPは、「WTO 2.0」(FTT紙コラムニストのデビッド・ピリング氏)とも言われる野心度の高い通商フレームワークである。11年11月に米国ホノルルで開催されたAPEC首脳会合において、TPPは米国を含む9カ国により大枠合意に至ると共に、日本、カナダ、メキシコの交渉参加表明もあり、WTOドーハラウンドの事実上の頓挫およびアジア太平洋地域が国際経済上最大の牽引車であるという事実も手伝って、同地域のみならず世界における通商政策の「希望の星」に躍り出た。TPPは、基本的にはすべての分野で関税自由化を目指し、関税のみならず知的財産、競争政策、サービス、投資、政府調達等合計21分野を擁する、野心的な通商協定である。これを受けて、中国としては、ホノルル後の「次の一手」を考えなければならない状況にある。

なぜ中国が「次の一手」を考えな

ければならない状況となるのか、読者には分かりにくいかも知れない。一部の新聞報道が解説するように、T P P が「対中包囲網」だからではない。それは、T P P には、そのレベルの高い内容に加えて、W T O には遙かに及ばないが、従来のF T A とは異なり、国際通商政策上の「正義」の一要素である「普遍性」が多い。筆者は、当該通商フレームワークが有する「正義」の度合いは、加盟国の範囲（数および種類）から測れる「普遍性」と、ゼロ関税範囲や扱う分野の範囲等から測れる「レベルの高さ」によって測ることができると考える。ただし、「高いレベル」については、先進国と開発途上国の負担の度合いに差を設けるべきであるとの思想（「特別で異なる待遇」）が対抗軸として途上国側から提起されており、「普遍性」ほどには盤石な「正義」ではない。W T O ドーハラウンドは、正にこの「高いレベル」と「特別で異なる待遇」という二つの「正義」の対立でつまずいた。米国は、T P P を通じて、「高いレベル」を前面に押し出し、「高いレベル」を前面に押し出しながら、「高いレベル」の要素も加味し、新たな「正義」を伝道しようとしている。

SPECIAL REPORT

2012年中國の政治経済

る独占寡占にメスを入れざるを得なくなろう。知的財産権についても、厳しい対応が求められる。

逆に言えば、中国自身の判断として、「中所得国の罠」に陥らないよう各種国内改革を進める決意が固まれば、TPPに参加する、あるいは「高いレベル」の通商フレームワークを自ら提案する、という展開もある。ただし、中国が大幅な国内改革を進める意向を固めた場合に、これがTPPと連動する展開になるには、TPPがWTO並みの「正義」を備えることが必要になる。中國側から見れば、TPPの最大の欠陥は、「米国が主導する枠組み」であることである。「高いレベル」を標榜する米国自身が、WTO加盟に当たつて対中特別セーフガードや非市場経済国待遇といった「不平等条項」を中国に押しつけたことに由来する被害者意識が中国側には強いし、米国自身の弱点であるアンチダンピング、農業補助金、纖維や砂糖の輸入を、そもそもTPPの専外あるいは例外扱いにしようとする米国の姿勢は、TPPの「正義」の程度を減殺していると中国はある。かといって、中国はWTOドーハ・ラウンドで堅持した「特別かつ異なる待遇」を減殺していると中国はある。か

遇」という思想を今後も国際通商交渉の場で他の途上国と一緒になつて振りかざすべきかどうか、悩みはあるようである。したがつて、日本は、ここに米中の架け橋となる貢献が可能ではないか。

本来であれば、中国政府の通商政策当局の「次の一手」は、12年5月に中国で開催が予定される日中韓サミットの場で日中韓FTAの交渉開始を決定し、かつ、一刻も早く交渉妥結すること、および、より広域のFTAとして中国が重視してきたASEAN+3FTAあるいは日本が推進してきたASEAN+6FTAに関する作業の加速化を図ることであろう。これらに加えて、今後、中国がTPPに参加するかどうかは、日本がTPPをWTOに近い程度に「正義」を持った「公器」に変えることができるか、および、中国が「中所得国の罠」に陥らないよう自らの国内改革にどれほど真剣に取り組むかにかかっている。

注1 … 2007年に世界銀行が提唱し